

令和7年度 府中市営住宅入居者募集 申込みのしおり

(障害者(児)世帯割当車いす使用者向け住戸)

募 集 戸 数 1戸(3DK・2人以上の世帯)

申込書配布期間

令和7年8月15日(金)から令和7年8月29日(金)まで

申 込 期 限

窓 口 提 出：令和7年8月29日(金)午後5時必着

郵 送 提 出：令和7年8月29日(金)までの消印有効

※この申込みは、日常生活で車いすを必要としている障害者(児)世帯向けです

※すべての申込者に対して、申込書に記載された項目(家賃・間取り等)に基づいて、入居資格審査・実態調査を実施します。

※住宅に困っている度合いの高い方を選考して、入居者を決定します。

※単身者向けの募集はありません。

問合せ先・申込書提出先

府中市都市整備部住宅課 公営住宅係

住所：〒183-0056 府中市寿町1丁目5番地

電話：042-335-4457

【目 次】

お申し込み後のスケジュール・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3 ページ
入居資格に関する基準日一覧表・・・・・・・・・・・・・・・・	4 ページ
申込み方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5 ページ
今回募集する住宅・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5 ページ
車いす使用者世帯向け住宅とは・・・・・・・・・・・・・・	5 ページ
市営住宅の家賃について・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6 ページ
市営住宅入居申込みに関する注意事項・・・・・・・・・・	6 ページ
申込資格・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7 ページ
所得金額の確認手順・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9 ページ
給与所得・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10 ページ
事業等所得・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	12 ページ
年金所得・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	13 ページ
特別控除・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	14 ページ
世帯の所得金額・家族人数・・・・・・・・・・・・・・	15 ページ
市営住宅への入居にあたっての注意事項・・・・・・・・・・	16 ページ

お申し込み後のスケジュール

資格審査

- 令和7年10月上旬頃に必要書類と調査日時を通知します。
- 市税等の滞納や不動産所有の有無等の調査を実施します。

実態調査

- 令和7年10月中旬頃から職員がお宅へ訪問し、実態調査を実施します。

選考

- 令和7年12月上旬頃に選考委員会を開催し、最も住宅困窮度の高い方を入居者として決定します。

住宅あっ旋

- 令和7年12月中旬頃に選考結果を通知します。

内覧

- 令和8年1月上旬頃にお申込みいただいた住戸を内覧していただきます。

入居手続

- 令和8年1月下旬頃に敷金の入金や入居請書等の書類を提出していただきます。

入居

- 令和8年2月上旬頃に鍵をお渡しし、ご入居いただきます。

入居資格に関する基準日一覧表

次ページ以降に記載の申込書配布期限、年齢などの基準日は下表のとおりです。

	西暦	和暦	基準日
申込書配布期限	2025 年	令和 7 年	8月29日
在留実績 1 年以上	2024 年	令和 6 年	8月30日以前から日本に在留している
市内に 3 年以上居住	2022 年	令和 4 年	8月30日以前から府中市に居住している
16 歳以上、23 歳未満	2002 年 2009 年	平成 14 年 平成 21 年	8月31日以降の生まれから 8月30日以前の生まれまで
18 歳未満・未成年者	2007 年	平成 19 年	8月31日以降の生まれ
20 歳未満	2005 年	平成 17 年	8月31日以降の生まれ
高校修了期までの子ども (18 歳に達する日以後の最初の3月31 日までの間にある者)	2007 年	平成 19 年	4 月 2 日以降の生まれ
成年者	2007 年	平成 19 年	8月30日以前の生まれ
57 歳以上	1968 年	昭和 43 年	8月30日以前の生まれ
60 歳以上	1965 年	昭和 40 年	8月30日以前の生まれ
65 歳未満	1960 年	昭和 35 年	8月31日以降の生まれ
65 歳以上	1960 年	昭和 35 年	8月30日以前の生まれ
70 歳以上	1955 年	昭和 30 年	8月30日以前の生まれ

申込み方法

1 申込書・別紙（間取図）を記入し、次のいずれかの方法でお申し込みください。

（１）郵送の場合

申込用封筒に所定金額の切手を貼り、申込書等を郵送してください（料金不足のものは受け付けられません。）。遅配、誤配などの郵便事故の責任は、負いかねます。

令和7年8月29日（金）までの消印有効です。

（２）窓口へ提出する場合

土・日曜日を除く午前8時30分から午後5時までに、申込書等を府中駅北第二庁舎5階の住宅課までご提出ください。令和7年8月29日（金）午後5時締め切りです。

2 1世帯につき1通のみの申込みとなります。1世帯で2通以上申込みをしたときや、同一人の氏名を2通以上の申込書に記入したとき（世帯の構成欄に記入してあるものを含みます。）は、**全部の申込みが無効**となります。なお、婚約者・パートナーとの申込みは、婚約者・パートナーを含めて1世帯となります。また、申込み後に申込者や世帯の構成を変更することはできません。

今回募集する住宅

募集住戸1戸（3DK・2人以上の世帯・車いす使用者世帯向け住戸）

住宅名	住所	階層	面積	管理開始	E V
市営第12北山町住宅2号棟	北山町3丁目17番地	1階	70㎡	平成23年	有り

車いす使用者世帯向け住宅とは

居室内の移動に車いすを使用されている方がいる世帯に、おおむね以下のように室内を改善した住宅です。

トイレ 扉は廊下側と洗面所側の二ヶ所あります。廊下側の扉は折れ戸です。

台 所 流し台の高さは約80センチメートルです。流し台の下に空間があり、車いすのまま使用できるようになっています。

浴 室 洗い場から浴槽の高さは約45センチメートルです。

居 室 室内の床は玄関からすべて段差を解消しており、扉は引き戸です。

その他 照明等のスイッチの高さは約95センチメートルです。

仕様が申込み世帯の希望に沿わない場合でも追加工事はいりません。住宅は現況のままあつ旋しますので、設備改修等の必要な方は自己負担となります。あらかじめご了承ください。

また、住宅を明け渡す時には、自己負担で改修した部分は、全てあつ旋を受けた時の状態に戻していただくことになります。

市営住宅の家賃について

市営住宅の家賃は、所得金額・住宅のある地域や広さ・建築年数等に応じて算定されます。今回募集する住宅については、世帯の所得金額に応じて、次の表の金額をお支払いいただきます。

区 分	特 別 区 分					
所得金額 (2人世帯)	0円 ～ 1,628,000円	1,628,001円 ～ 1,856,000円	1,856,001円 ～ 2,048,000円	2,048,001円 ～ 2,276,000円	2,276,001円 ～ 2,612,000円	2,612,001円 ～ 2,948,000円
予定家賃	39,800 円	45,900 円	52,500 円	59,200 円	67,700 円	78,100 円

市営住宅入居申込みに関する注意事項

- 1 7～8ページの申込資格に当てはまる方が申込みできます。
- 2 申込み後、車いす使用者がこの住宅に入居できなくなった場合は、その世帯の市営住宅への入居は取り消しとなります。
- 3 入居後、車いす使用者が転出等した場合は、他の一般住戸に移動していただきます。ただし、名義人が車いす使用者の場合は、使用承継可能な世帯に限ります。
- 4 補欠の方については、入居決定者が辞退や審査で失格となった場合、繰り上げて入居決定者とします。

申込資格

●申込書配布期限において、次の1～6の全てにあてはまる必要があります。

1 府中市内に継続して3年以上居住していること。

- (1) 申込者本人及び障害者（児）が継続して3年以上府中市内に居住し、そのことが住民票の写しで証明できること。
- (2) 申込者本人が成年者であること。ただし、成年者には入居手続きのときまでに婚姻できる婚姻予定者を含みます。また、未成年者との婚約による申込みは、入居資格審査時に、法定代理人（親）の同意書の提出が必要です。
- (3) 外国人については、中長期在留者で、(1)(2)に加え、申込書配布期限から審査日まで継続して在留資格を有しており、そのことが住民票の写しで証明できること。

2 障害者（児）世帯であること。

申込者本人または同居親族のうち、少なくとも1人が次の(1)または(2)のいずれかにあてはまること。

- (1) 身体障害者手帳（1級から4級まで）の交付を受けている方で、日常生活で車いすを必要としている方
- (2) 戦傷病者手帳の交付を受けている恩給法別表第1号表ノ3の第1款症以上の障害者で、日常生活で車いすを必用としている方

※申込み後、当該障害者が住宅に入居できなくなった場合、その世帯の申込資格はなくなります。

3 同居親族がいること

- (1) 申込書配布期限に申込者が同居している親族と申し込むことが原則です。結婚、転勤、就職・独立等の理由がなく、同居している親族を除いた申込みはできません。
- (2) (1)のほか、次の方は申込みができます。
 - ア 入居手続きのときまでに婚姻が証明できる婚約者。
 - イ 内縁関係の場合、住民票の続柄の記載が「未届の夫（妻）」となっており、かつ、法律上の配偶者がいないこと。
 - ウ パートナーシップ関係の相手方の場合は、資格審査の時に宣誓書受領証等で確認できること、かつ、法律上の配偶者がいないこと。
- (3) 現在、別に住んでいる方と一緒に申し込む場合は、その方が次のいずれかにあてはまること。
 - ア (2) ア～ウに該当する方。
 - イ 申込書配布期限に、申込者本人と税法上の扶養関係にあること。
 - ウ 誰からも扶養されていない方で、配偶者、または3親等内の血族または姻族であること。
- (4) 外国人の同居親族については、(1)～(3)のほかに、中長期在留者で、申込書配布期限から審査日まで継続して在留資格を有しており、そのことが住民票の写しで証明できることが必要です。
- (5) (1)～(4)にあてはまる場合でも、現に同居または別居のいずれかを問わず、申込者及び同居親族が配偶者と別居する申込みはできません。なお、離婚の予定がある場合は、配偶者を除いて申込みができますが、入居資格審査の時に離婚の成立を証明できることが必要です。

※申込み後は、出生、死亡の場合を除き、申込者、同居親族の変更はできません。出生予定の場合、申込書配布期限までに生まれていなければ、申込みの同居親族には含まれませんが、出生後は入居できます。

4 世帯の所得が所得基準内であること

入居する方全員の年間所得の合計が、次の所得基準表の家族数に応じた所得金額の範囲内であること。⇒9～15ページを参考にして、あなたの世帯の所得を確かめてください。

【所得基準表】

家族数	所得金額	家族数	所得金額	備考
2人	0～2,948,000円	5人	0～4,088,000円	※家族数が1人増えるごとに38万円を加算します。
3人	0～3,328,000円	6人	0～4,468,000円	
4人	0～3,708,000円	7人	0～4,848,000円	

5 申込時から入居までの間に市税の滞納がないこと

入居する方の中に、市税等（市民税・都民税・国民健康保険税・軽自動車税等）を滞納している方がいないこと（納期限までに納税していること。分納は不可。）。

6 住宅に困っていること

（1）入居する方の中に、住宅または土地の所有者（共有持分がある場合や、借地上に住宅を所有している場合も含みます。）や公営住宅の入居者がいる場合は、原則として申込みができません。ただし、次の場合は申し込むことができます。

- ア 著しく老朽化しており、法的に再建築が困難と認められる住宅を所有している方で、その住宅を取り壊す予定である場合など。なお、入居資格審査のときに取り壊しの契約書等、入居後2か月以内に取り壊しを証明する閉鎖事項証明書の提出が必要です。
- イ 差押、正当な事由による立退要求等により住宅または土地の所有者でなくなる場合（滞納等本人に帰責事由がある場合を除きます。）。なお、入居資格審査のときに所有権移転を証明する登記事項証明書等の提出が必要です。

（2）公営住宅の入居者

住宅が世帯人数に対して著しく狭い場合（住戸専用面積が次表の最低居住面積水準未満の場合）。ただし、名義人1人を残しての申込みは、この場合も対象外となります。

世帯人数	住戸専用面積（壁芯）※	世帯人数	住戸専用面積（壁芯）
2人	30㎡未満	5人	57㎡未満
3人	40㎡未満	6人	66.5㎡未満
4人	50㎡未満	7人	76㎡未満

※壁芯とは、壁の中心線で結んだ範囲が住戸専用面積の対象となる算定方法で、一般的な方法です。

※住戸専用面積には、バルコニーやベランダは含みません。

※最低居住面積水準については、世帯員の年齢等により変動する場合があります。

6 入居する方が暴力団員でないこと

ここでいう暴力団員とは「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。なお、暴力団員であるか否かの確認のため、警視庁へ照会する場合があります。

所得金額の確認手順

以下の手順にしたがって、世帯の所得金額および家族人数を計算し、所得基準表の範囲内か、ご確認ください。

申込者及び同居親族 1 人ずつの収入の種類を確認し、所得を計算する。【10～13ページ】

計算した所得金額を 15 ページ 1 の表中の①年間所得金額に記入する。

特別控除金額を確認し、合計額を計算する。【14ページ】

計算した控除金額を 15 ページ 1 の表中の②特別控除に記入する。

世帯の所得金額を計算する。【15ページ】 計算結果 世帯の所得金額 _____ 円

家族人数を計算する。【15ページ】 計算結果 家族人数 _____ 人

所得基準表で入居資格にあてはまるか確認する。（8ページ4【所得基準表】参照）

所得金額計算上の注意

1 計算の対象としないもの

次にあてはまる収入については所得金額を0円とします。

(1) 遺族年金、障害年金

(2) 仕送り、失業給付金、労災保険の各種給付金、生活扶助料、支援給付金等の非課税所得

(3) 退職所得や不動産の譲渡所得等の一時的な所得

2 退職・廃業している場合

申込書配布期限に、既に退職または廃業している場合の所得金額は0円とします。なお、入居資格審査時まで、「結婚するため」または「現在妊娠中で出産をするため」の理由により退職することが、申込書配布期限に確定している場合は、申込書に退職年月日を記入のうえ、所得金額を0円とすることができます。ただし、退職後に無職・無収入となり、そのことを資格審査のときに証明できることが必要です。

3 2種類以上の収入がある場合

1人で2種類以上の収入を得ているとき（給与と年金、給与と事業所得など）は、それぞれの所得金額を計算してから合計します。

給与所得

申込書配布期間に仕事をしている方（会社員のほか、パート、アルバイトの方も含まれます。）の収入が計算の対象です。すでに辞めた仕事については、所得金額を0円としますので計算する必要はありません。仕事を始めた日や休職期間の有無などにより、次の1～4からあてはまるケースを選び、所得金額を計算してください。

1 仕事を始めた日が令和6年1月1日以前で、令和6年1月以降に休職期間がない。

源泉徴収票をお確かめください。

（1）仕事先が1か所の場合

㊦ 給与所得控除後の金額の欄に記入されている額が所得金額です。この額から100,000円差し引いた額を、15ページ【1世帯の所得金額を計算する】の表中㊦年間所得金額に記入してください。

（2）仕事先が2か所以上ある場合

それぞれの仕事先の源泉徴収票の㊦

支払金額を合計してから、11ページの【表2】にあてはめて、所得金額に換算してください。

※源泉徴収票がない場合は、令和6年1月から12月までの収入額を11ページの【表1】で合計してから【表2】にあてはめて、所得金額に換算してください。

令和 年分 給与所得の源泉徴収票

支払を受ける者	住所又は居所	（受給者番号） （個人番号）										
		（役職名）										
		氏名（フリガナ）										
		生										
種別	支払金額	給与所得控除後の金額 （源泉控除額）	所得控除の額の合計額		源泉徴収税額							
	円	円	円	円	円	円						
（源泉）控除対象配偶者の有無等	控除の額	控除対象配偶者の数 （配偶者を除く。）		16歳未満扶養親族の数		障害者の数 （本人を除く。）		非居住者である親族の数				
有	円	特 定	人	特 定	人	特 別	人	特 別	人	特 別	人	
無	円	老 人	人	老 人	人	其 他	人	其 他	人	其 他	人	
社会保険料等の金額		生命保険料の控除額		地震保険料の控除額		住宅借入金等特別控除の額						
円		円		円		円						
（摘要）												

2 仕事を始めた日が令和6年1月2日以降で、仕事を始めてから現在まで休職期間がない。

令和7年7月からさかのぼって12か月分の収入額を、11ページの【表1】で合計してから【表2】にあてはめて、所得金額に換算してください。仕事を始めてから12か月たっていない場合は、11ページの【表1】④のとおり、実際に支払いを受けた収入額の平均月額（給与計÷働いた月数）を12倍して12か月分の見込み額を計算してから【表2】にあてはめて、所得金額に換算してください。

3 申込書配布期限には復職しているが、令和6年1月から申込書配布期限までの間に休職期間があった。

復職後12か月分の収入額を、11ページの【表1】で合計してから【表2】にあてはめて、所得金額に換算してください。休職期間を除くと実際に働いた期間が12か月に満たない場合は、11ページの【表1】④のとおり、見込み額を計算してから【表2】にあてはめて、所得金額に換算してください。

4 会社に在籍しているが、申込書配布期限に休職中である。

休職する前の月からさかのぼって12か月分の収入額を、11ページの【表1】で合計してから【表2】にあてはめて、所得金額に換算してください。

【計算上の注意】

- 収入額とは、仕事先からの総支払額です。ただし、交通費や定期代などの課税対象外の額を除きます。
- 仕事先が2か所以上ある場合は、それぞれの収入額を計算し、合計してから、11ページの【表2】にあてはめて、所得金額に換算してください。

【表1】12か月分の収入額（実績額または見込みの額）を計算してください。計算した収入額を、下の表2にあてはめて所得金額に換算してください。

① 働いた年月	② 給料（諸手当を含む）	③ 賞与
年 月		
年 月		
年 月		
年 月		
年 月		
年 月		
年 月		
年 月		
年 月		
年 月		
年 月		
年 月		
年 月		
合計	か月（A）	円（B）
④（B）給料計÷（A）働いた月数×12+（C）賞与計 =12か月分の収入額		

《計算上の注意》

①働いた年月
月の途中から仕事を始めた場合は、その月を除いてください。

②給料（諸手当を含む）
基本給のほか家族手当、住宅手当などの諸手当を含んだ額を記入してください。ただし、交通費、定期代などの課税対象外の収入は除いてください。

③賞与

④12か月分の収入額の計算
支払われた給料が12か月分無いときは、平均月額（給与計÷働いた月数）を12倍して12か月分の見込み額を計算してください。申込みの時点で、まだ1か月の給料が支払われていないときは、毎月必ず支払われる固定的給与を12倍して、12か月分の見込み額を計算してください。

※仕事先が2か所以上ある場合は、それぞれの12か月分の収入額の合計を表2にあてはめてください。

【表2】表1で計算した12か月分の収入額を、あてはめて所得金額に換算してください。

12か月分の収入額	所得金額	市営住宅の所得金額
551,000円未満	所得金額は0円	所得金額は0円
551,000円以上 1,619,000円未満	12か月分の収入額-550,000円	所得金額-100,000円
1,619,000円以上 1,620,000円未満	所得金額は1,069,000円	所得金額-100,000円 (969,000円)
1,620,000円以上 1,622,000円未満	所得金額は1,070,000円	所得金額-100,000円 (970,000円)
1,622,000円以上 1,624,000円未満	所得金額は1,072,000円	所得金額-100,000円 (972,000円)
1,624,000円以上 1,628,000円未満	所得金額は1,074,000円	所得金額-100,000円 (974,000円)
1,628,000円以上 1,804,000円未満	●12か月分の収入額を端数整理します。 $12\text{か月分の収入額} \div 4 = A$ →Aの1,000円未満を切り捨てた額=B →Bを右の計算式にあてはめてください。	$B \times 2.4 + 100,000\text{円}$
1,804,000円以上 3,604,000円未満		$B \times 2.8 - 80,000\text{円}$
3,604,000円以上 6,600,000円未満		$B \times 3.2 - 440,000\text{円}$
6,600,000円以上 8,500,000円未満	12か月分の収入額×0.9-1,100,000円	所得金額-100,000円

※「市営住宅の所得金額」が計算によりマイナスになる場合は、0円としてください。

※12か月分の収入額が8,500,000円以上の場合は、住宅課にお問い合わせください。

計算した所得金額を15ページ1の表中の①年間所得金額欄に記入してください。

事業等所得

1 現在の事業等を開始した日が令和6年1月1日以前で、確定申告をしている場合

〈第一表〉

[illegible]

⑫から⑪を差し引いた金額が所得金額です。
15ページ1の表中の①に記入してください。

拡大

申込者や同居親族に事業専従者がいる場合は、それぞれの専従者給与額を10～11ページの計算にあてはめて、所得金額に換算してください。

① 営業した年月		② 収入 - 必要経費 = 所得金額	
年	月	-	=
年	月	-	=
年	月	-	=
年	月	-	=
年	月	-	=
年	月	-	=
年	月	-	=
年	月	-	=
年	月	-	=
年	月	-	=
年	月	-	=
年	月	-	=
合計	か月 (A)	所得金額計	円 (B)

③ (B) 所得金額計 ÷ (A) 営業した月数 × 12 = 12か月分の所得金額

《計算上の注意》

① 営業した月数

② 所得金額の計算(収入-必要経費)
月別に、収入から必要経費を差し引いて所得金額を計算してください。
確定申告をしていないが、現在の仕事を始めたのが令和6年1月1日以前の場合は、令和6年1月から12月までの合計所得金額を計算してください。
なお、資格審査のときには確定申告していることが必要です。
現在の仕事を始めたのが令和6年1月2日以降のときは、令和7年7月からさかのぼって12か月分の所得金額を計算してください。

③ 12か月分の所得金額の計算
現在の仕事を始めたのが最近で、営業した月数が12か月に満たない場合は、所得金額の平均月額(所得金額計÷営業した月数)を12倍して、12か月分の所得見込み額を計算してください。

計算した所得金額を15ページ1の表中の①年間所得金額欄に記入してください。

年金所得

個人年金は雑所得のため、年金所得ではなく事業等所得の計算に加算してください。

1 年金を受け取り始めたのが、令和5年12月以前
で、すべての年金額に変更がない
↓
「令和6年分公的年金等の源泉徴収票」などで支
払金額をお確かめください。

2 年金を受け取り始めたのが、令和6年1月以降または年金額に変更があった
↓
「年金決定通知書・支給額変更通知書」などで年金額をお確かめください。

国民年金・厚生年金保険		年金決定通知書・支給額変更通知書	
このたび、年金を決定または年金額を変更しましたので通知します。(決定・変更理由等は裏面でご確認ください)			
年金の種類		基礎年金番号・年金コード	
年金			
		円	あなたにお支払いする年金額は、左の太枠内の金額になります。

年金を受け取っている方が2人以上いる場合は、1人ずつ分けて計算してください。

※年齢の基準日は、4ページ「入居資格に関する基準日一覧表」でお確かめください。

計算した所得金額を15ページ1の表中の①年間所得金額欄に記入してください。

特別控除

申込者及び同居親族に所得がある場合で、次の「特別控除を受けられる方」にあてはまる方がいるときは、所得金額から特別控除額を差し引くことができます。

1 申込者及び同居親族の合計所得金額から差し引くもの

申込者、同居親族、遠隔地扶養者に、次の「特別控除を受けられる方」にあてはまる方がいるか、ご確認ください。

控除の種類	特別控除金額	特別控除を受けられる方	備考
老人扶養控除	1人につき 10万円	所得税法上の扶養対象親族で70歳以上の方	
特定扶養控除	1人につき 25万円	所得税法上の扶養対象親族(配偶者を除く)で16歳以上23歳未満の方	
障害者控除	1人につき 27万円	1 愛の手帳等の交付を受けている方で3度・4度の方 2 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方で2級・3級の方(障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された方を含む。) 3 身体障害者手帳の交付を受けている方で3級～6級の方 4 戦傷病者手帳の交付を受けている方で第4項症～第2目症の方 5 65歳以上の方で1・3と同じ程度であるものとして福祉事務所の認定を受けている方	特別障害者控除を受ける方は、障害者控除をあわせて受けることはできません
特別障害者控除	1人につき 40万円	1 愛の手帳等の交付を受けている方で1度・2度の方 2 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方で1級の方(障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された方を含む。) 3 身体障害者手帳の交付を受けている方で1級・2級の方 4 戦傷病者手帳の交付を受けている方で特別項症～第3項症の方 5 精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く方 6 原子爆弾被爆者で、厚生労働大臣の認定書の交付を受けている方 7 常に就床を要し、複雑な介護を要する方 8 65歳以上の方で1・3と同じ程度であるものとして福祉事務所の認定を受けている方	

●年齢の基準日は、4ページ「入居資格に関する基準日一覧表」でお確かめください。

2 特別控除を受けられる方に所得があるとき、その方の所得金額から差し引くもの

申込者または同居親族に次の「特別控除を受けられる方」にあてはまる方がいるか、ご確認ください。

控除の種類	特別控除金額	特別控除を受けられる方	備考
寡婦控除	27万円	夫と死別もしくは離婚した後婚姻をしていない方、または夫の生死の明らかでない方で、次の要件を満たす方 1 扶養親族を有すること(夫と離婚した後婚姻をしていない方のみ) 2 合計所得金額が500万円以下であること	特別控除を受けられる方の所得が特別控除金額より少ない時は、その所得金額と同額のみ差し引きます。
ひとり親控除	35万円	現に婚姻をしていない方、または配偶者の生死の明らかでない方で、次の要件を満たす方 1 生計を一にする子を有すること 2 合計所得金額が500万円以下であること	

※「婚姻をしていない」とは、法律上の配偶者がいない場合のほか、内縁関係の方や婚約者がいない場合をいいます。

※「生計を一にする子」は、他の方の控除対象配偶者または扶養親族でないこと、および年間所得金額が48万円以下であることが必要です。

あてはまる控除金額の合計額を15ページ1の表中の②特別控除の欄に記入してください。

世帯の所得金額・家族人数

1 世帯の所得金額を計算する

下の表を利用して、世帯の所得金額を計算してください。

所得がある方 の 名前	① 年間所得金額	② 特別控除		=	世帯の所得金額
	円	老人扶養・特定扶養ほか			差引所得金額 (A) - (B) 円
	円	計 円			
	円	寡婦・ひとり親控除			
	円	計 円			
	円	特別控除 金額合計 (B)	円		
年間所得 金額合計 (A)	円				

(A) 9ページ～13ページで計算した一人ひとりの所得金額を①年間所得金額欄に記入し、合計してください。

※1人で2種類以上の所得がある場合（給与と年金、給与と事業等所得など）は、それぞれの所得金額の合計額を記入してください。

(B) 14ページで計算した特別控除の合計金額を②特別控除欄に記入し、合計してください。

(A) - (B)：年間所得金額合計 (A) から特別控除金額合計 (B) を差し引いた金額が「世帯の所得金額」です。

2 家族人数を計算する

①申込者 【 1 】人	+	②同居親族数 【 】人	+	③遠隔地扶養者数 【 】人	=	④家族人数 【 】人
----------------	---	-------------------	---	---------------------	---	------------------

①：申込者とは、申込書の申込者欄に記入する方です。この方が使用許可後の名義人です。

②：同居親族とは、申込者と一緒に市営住宅に入居する親族です。

妊娠中の方がいる場合、申込書配布期間に生まれていない子は同居親族数に含めることはできませんが、出生後は市営住宅に入居できます。

③：遠隔地扶養者とは、申込者または同居親族の所得税法上の扶養親族で、市営住宅に入居しない方をいいます。例えば、離れて住んでいる親を扶養している場合などが該当します。会社や税務署に「扶養親族の申告」をしており、資格審査のときに課税証明書等で確認できることが必要です。

③：所得基準表の家族人数には、この人数をあてはめます。

上記で計算した「世帯の所得金額」と「家族人数」を8ページ4【所得基準表】にあてはめてください。所得基準の範囲内であることが必要です。

市営住宅への入居にあたっての注意事項

- 1 入居の際に個人の連絡人をたてていただきます。連絡人は、入居者が住宅を明け渡すまで続けられる方に原則お願いしていただきます。
- 2 入居前に敷金（入居家賃の3か月分）をお支払いいただきます。
- 3 鍵を受け取った日から家賃が発生します。鍵の受け取り日を事前に住宅課にご連絡ください。
- 4 家賃および駐車場料金を3か月滞納した場合は、明け渡しの対象となります。
- 5 市営住宅では、住宅の日常的な維持管理を入居者で構成された自治会をお願いしています。自治会では住宅の維持管理に必要な諸費用（共用部分の電気や水道料金等の使用料、排水管清掃等の費用等）をまかなうため自治会費（共益費）を徴収しており、**入居しているすべての方に支払い義務があります。**また、自治会の活動には積極的に参加してください。
- 6 市営住宅にある駐車場は入居者専用の月極契約有料駐車場です。ご利用を希望される場合はお申し出ください。なお、全戸数分は設置していませんので、満車の場合は空きが出るまでお待ちいただく場合があります。来客用の駐車場は用意していません。敷地内および周辺道路に駐車しないでください。
- 7 市営住宅には、エアコンやガスコンロ等の家具・家電はありませんので、ご自身で設置していただきます。（エアコン、温水洗浄便座等は模様替え申請の提出が必要です）
- 8 入居後に発生した室内（建具含む）の損耗やキズ、故障や不具合については、その状態を放置したり手入れを怠ったりしたことが原因で発生、拡大したものは入居者負担となります。
- 9 ペットの飼育は禁止しています。現在ペットを飼われている方は、連れての入居はできません。
- 10 入居を承認された者以外が居住することはできません。他の者に住宅を貸したり、権利を譲渡したりした場合は明け渡しをしていただくことになります。
- 11 無断で市営住宅敷地内および住宅内で商売を営んだり、会社の営業事務所などをおいたりすることはできません。